中世イギリスにおける領主都市の二類型

じめに

は

にこんにち、イギリスの都市発達史を概説しようとする歴史家は、その初発から、特定都市にかんするすぐれた歴史がないのをは、その初発から、特定都市にかんするすぐれた歴史がないのをは、その初発から、特定都市にかんするすぐれた歴史がないのをのであるが、いまもってイギリス都市史研究は、農村中ッスの発言であるが、いまもってイギリス都市史研究は、農村中ッスの発言であるが、いまもってイギリス都市史研究は、農村中ッスの発言であるが、いまもって、戦後急速な研究発されてこんにち的な課題による触発もあって、戦後急速な研究発表、学会の生誕が注目をひいたし、また今後もこうした傾向がますます顕著となるであろうが、こと中世都市史となると、およそすます顕著となるであろうが、こと中世都市史となると、およそすます顕著となるであろうが、こと中世都市史となると、およそすます顕著となるであろうが、こと中世都市となると、およそでした状態とは無縁といわざるをえない。ギルドそれ自体に限たした研究はともかくとして、自治体としての中世都市ないしそ

ぬ問題が余りにも多いのである。本稿では、そうしたイギリス中れとギルドとの関係、等々となると、今後の解明にまたねばなら武 居良 明

世都市をめぐる問題情況にあって、さし当り、次の二点の解明を

試みた。

体ないし都市民の階層分解といった、基礎過程にたいしてじゅう体ないし都市民の階層分解といった、まで過程にかかわる問題であり、無謀をあえて試みることになるのであるが、いったい、なにをもって中世都市の制度的完成、換言すれるが、いったい、なにをもって中世都市の制度的完成、換言すれてもなく中世都市を制度史の側面から解明しようとこころざす人でもなく中世都市を制度史の側面から解明しようとこころざす人でもなく中世都市を制度史の側面から解明しようとこころざす人でもなく中世都市を制度史の側面から解明しようところざす人でもなく中世都市の本質にかいし都市民の階層分解といった、基礎過程にたいしてじゅう体ないし都市民の階層分解といった、基礎過程にたいしてじゅうないいものであるが、そのような関連にないからするならば、イギリス中世都市の本質にかいし都市民の階層分解といった、基礎過程にたいしてじゅうなないしおいる。

ち切られ、 少しく具体的に述べるならば、イギリス中世都市の制度的発展と ぶんな関心を払わぬきらいがあるように思われる。この点をいま

達成されるか、を検討してみようと思う。 ある。そこで改めて、都市法人化とはいかなる条件を前提にして に都市法人化がにわかに達成されようはずがない、ということで はずであり、したがってまた、都市民間の緊密なきずなが既に断 都市経済の興隆期は都市法人化の事実上の完了を前提にしている 経済的発展とを整合的に理解する必要があるということ、つまり、 「都市離脱」urban exodus がはじまって久しい時期

1 ② とりあえず、一九六三年に発足を見た「都市史研究会」Urban His-紹介を試みた。 tory Group をあげておく。この学会については、筆者も別の機会に Ch. Gross, Bibliography of British Municipal History, 1897, p. 『社会経済史学』第三十三巻、第一号所収拙稿

『産業革命と小経営の終焉』一九七一年、に再録)参照。

つの類型が認められることは周知の事実であるが、こうした分類 第二に、イギリス中世都市には、王立都市と領主都市という二

角度を変えて見直すならば必ずしも不動のものとは見なし難

上限とはきわめてあいまいになっており、その間に明確な一線を いということである。少なくとも、王立都市の下限と領主都市の

そこで本稿では、考察の対象を領主都市に限定し、この種の都市 ではなく、一部領主都市についてもその達成を認めうるのである。 通常理解されているように、法人化現象は王立都市に固有なもの 引きにくいのである。たとえば、法人格の問題一つとってみても、 に内包される二つの類型を析出しようと試みた。この試みは第二 らくバラードは、

節の課題となるであろう。

げている。⑴「自由の根拠地」a home of freedom であること。 事的重要性はフランスに比し稀薄であるとことわっている 中、第四点にたいしては、十二世紀をつうじてイギリス都市の軍 ⑷「軍事上のとりで」 military strongholds であること。以上の は服さぬ。③「商工業の立地」 a place of trade をなすこと。 と。バラ住民は都市固有の裁判権に服し、マナー領主の裁判権に をなす。②「裁判管轄上の単位」a jurisdictional unit をなすこ 隷農保有にたいする「都市民保有」burgage tenure バラードは、十二世紀当時のバラの特徴として以下の四点をあ さて、以上四点は、④を別にすれば王立都市、領主都市の別な 時には市場町にたいしてすら当てはまりうる特徴である。恐 がその基底

99

にそくしつつ特徴づけをおこなったのであろう。当時、バラとい

右の指摘にさいし、中世初期のバラなる用語法

ありえない、と。つまり、都市の法人化現象は、少なくとも十二の統治政策はそれを許さず、王立都市と市場町ないし多くの領主都市との間には明確な一線がひかれるようになった。そこでバラードは、右の一般的性格規定につづけて王立都市と諸他の都市とくの領主都市では「共同財産」 corporate property 所有ならびに「共同印章」 a common seal 取得の事実はありえず、したがってまた「共同契約」 corporate contracts を結ぶことも決してってまた「共同契約」 corporate contracts を結ぶことも決してってまた「共同契約」 corporate でがそのように呼ばれた。しかしながら、都市の成長と国王ありえない、と。つまり、都市の法人化現象は、少なくとも十二ありえない、と。つまり、都市の法人化現象は、少なくとも十二の統治政策は、少なくとも十二の統治政策は、少なくとも十二の統治政策は、少なくとも十二の統治政策はそれを許さいます。

う術語はきわめてルースに用いられ、王立都市から市場町にいた

法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession 法人化されぬ都市といえども恒久性ないし「継承性」succession はその「恒久的持続性」perpetual duration にあるのが、マドックスの古典『フィルマ・ブルギ』T. Madox, Firma Burgi, or an interest of the succession はその「恒久的持続性」perpetual duration にあるのが、マドックスの古典『フィルマ・ブルギ』T. Madox, Firma Burgi, or an interest of the succession はその「恒久的持続性」perpetual duration にあるのが、マドックスの古典『フィルマ・ブルギ』T. Madox, Firma Burgi, or an interest of the succession は、 Turk は Tur

らない、という。

世紀にあっては、王立都市にほぼ限定され、中世都市研究にさい

しては法人化された都市とそうでない都市とを明別しなければな

Aggregate Body ないし「共同体」Community にすぎず、そのAggregate Body ないし「共同体」Community にすぎず、そのとなった。一世代から次の世代へと分節的におこなわれる、継承にさいしても一世代から次の世代へと分節的におこなわれる、はめこまれた都市は、「修正された共同体」ないし特定の形式にはめこまれた都市として連続的・制度的に継承されていく。特定はめこまれた都市として連続的・制度的に継承されていく。特定はめこまれた都市として連続的・制度的に継承されていく。特定はめこまれた都市として連続的・制度的に継承されていく。特定が分のパターンが右の都市法人化の形式的完成を告知するものであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」Natural andであり、これにより報告により、

以上要するにマドックスは、都市の法人格化を規定する要因とり、より有利に商業が営まれるようになる、ということである。同士の間でより緊密に結合され」a stricter union amongst the-同士の間でより緊密に結合され」a stricter union amongst the-同士の間でより緊密に結合され」のでは、その実体的裏付いたり、カースによれば、こうした形式的完成は、その実体的裏付いた。

Artificial Succession カれていくこととなる。

された形式の完成なる事実を指摘する。バラないしバラの諸特権継承に看取される客観性、または合理化して、都市住民の一体化ないし連帯強化と、それを裏付けとする

最後にウェインバアムはどうか。かれは十五世紀におけるバラ

民たちとして、全体でもって訴訟を起したり起されたりする権能」、儀、すなわちどこそこの都市の市長、市参事会員、ならびに都市点をあげる。すなわち、(1)「恒久的継承性」、(2)「特定の法人名の用語法にそくしつつ、法人化された都市の特徴として以下の五の用語法にそくしつつ、法人化された都市の特徴として以下の五

によれば、法人化はその初期――十二世紀前後と考えられる―― 定にさいし、前二者、とりわけバラードに比して慎重である。かれところで、ウェインバアムにあっては、都市の法人化の概念規 ところで、ウェインバアムにあっては、都市の法人化の概念規 長だちとして、全体でも、て訴訟を起したり起されたりする権能

厳粛な象徴ともいうべき「共同印章」の認可をも意味したのであをあらわし、稀にのみ「能動的共同体」 acting communitas のをあらわし、主としてバラないしバラの諸特権の「恒久性」のみによれば、法人化はその初期――十二世紀前後と考えられる――

いったいいつをもって、印章がひろく使用された時期と見なすのの一般的使用の時期は前二者に比しておくれるのである。では、基礎ともいうべき都市民間の緊密な結合と、それを象徴する印章を改っていまり、ウェインバアムにあっては、都市の法人化の実体的の。

であろうか。それは一四四〇年頃である。その頃になると諸都市

二三〇年にかけての百三十年間からも著しくへだたっている。それでいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにたいして賦与される特許状には、右の五ヵ条の特権内容がことにない。

exodus 現象が生起して久しく、それをつうじてイギリス中世都のxodus 現象が生起して久しく、それをつうじてイギリス中世都

れのみならず、 十五世紀といえばいわゆる 「都市離脱」 urban

うか。
としての都市の認可、建設の最盛期と、中世都市の制度的完成のとしての都市の認可、建設の最盛期と、中世都市の制度的完成のとしての都市の認可、建設の最盛期と、中世都市の制度的完成のとしての都市の認可、建設の最盛期と、中世都市の制度的完成のとしての都市の認可、建設の最盛期と、中世都市の制度的完成の時期との間には、約二世紀間の時差を認めざるをえないのであろうか。

理しておく必要がある、と考える。イギリス中世都市の法人化過なそこでわれわれとしては、このさい中世都市法人化の歴史を整め

程を考える場合、一一九〇年より一二二〇年へかけての三十年間

101 (933)

を最盛期とする第一 起点とする第二期、 期、 十六世紀以降の第三期、の三つの時期に区分 十四、 五世紀、とりわけ一四四〇年頃を

都市印章の出現、 「都市民税徴集請負権」 farm の

するのが妥当であろう

止目すべきは都市印章の使用であろう。これは、一一九一年七月⑫ 第に上昇し、さまざまな行為を都市共同体自身の共同印章により て嚆矢とするが、この時以後、 ライズワイド教団員との間でかわされた捺印証書での使用をもっ オクスフォオドにおいて、国王の判事の面前で同市の市民と聖フ る選出、をもってそれに先行する時期と峻別されるが、とりわけ 恒久化、 徴税吏、市長、 および「市会」council 議員の選挙によ 法人としての同市の法的地位は次

れるし 都市は、 条件が充足されなければならなかった。それらの達成をつうじて、 化ならびに、都市共同体管理者群の都市民による選出、の二つの ったのであるが――ことができたのである。だが、この点の詳述 財政的にも行政的にも州長官ないし都市領主の支配を離 -その自立性には都市ごとに幅広いニュアンスの相違があ

遂行している

ところで右の法的地位の上昇には、都市民税徴集請負権の恒久

は後にまわし、さきへ進むことにしよう。

第二期は、ウェインバアムが中世都市法人化の完成期と呼んだ

時期、 状で宣言される」にいたった時期である。ただし留意すべき点は、 この時期の法人化により、従来の都市は特権の新たな追加のごと したがってまた既述の五つの特権の「すべての要素が特許 102

既得の諸特権を強調的に確認し、 に行動しうる権利を、なかんずく不動産保有にかんして確認した かつ、集合的人格として自立的 き変更を、なんらこうむらなかったということである。

それは、

ż の法人化を形式的に完成させた時期と見なすことができるであろ にすぎなかった。そうした意味あいから、この時期は、中世都市

成され、さらに事実上市政府を独占し、リヴァリィ組合と「市会」 このように意味内容を著しく狭め、かつ排他的傾向をおびるにい common council ないし都市当局の両者が一体化するにいたった。 時期である。この間、ギルドは閉鎖的なリヴァリィ組合へと再編 たった都市「法人」は、その後も久しく命脈を保つのであるが、 「選ばれた」支配者集団にたいしてのみ用いられるようになった 第三期は、 法人という術語が従来のように都市民全体ではなく、

人の推移であろう。グロッス、テイトらの指摘するように、「人 るが、留意すべきは第一期、 以上、中世都市法人化の三つの時期につき素描を試みたのであ 第二期の二つの時期における都市法

この点の解明は本稿の課題ではない。

て

法人格としての中世都市

一これらは、

ほぼ王立都市に限定

gavel'

市場稅、裁判収入、王有製粉所使用稅、

通行税その他

占は、 は corporate existence として存続していた。その時分から都市は もなっていた。 層の都市離脱を、 である。 同じ時期より、 によっておこなわれている。これと軌を一にする排他的傾向は、 1) たのである。 市法人の再編成ないし排他的傾向が、端緒的ながら現れつつあっ 約二世紀間および第二期には、 あったのである。 個人として行動し、不動産を相続し、裁判所へ訴えうる集合体で はるか以前から、 為的市民集団」artificial civic body としての法的概念が現れる る事実の中には、 ^ヴァリィ組合]が事実上市政府を独占し」、 たのである。それどころか第二期には、 リヴ 面がふくまれる、 別の機会に検討を加えたように、 また、こうした、リヴァリィ組合構成員による市政の独 ァリィ組合の中でも特に大規模な有力組合の構成員のみ たとえば十五世紀末のロンドンでは、 かく見てくると、 シュルズベリ、 既述のごとく、この二つの時期の間に介在する イギリス中世都市は「自然的共同存在」natural 中世都市の危機にたいする上からの対応として 換言すれば中世都市の生産力的基盤の喪失をと と規定しうるのではなかろうか。 イクセターにおいても認めうるの なんら新しい特権は付加されなか 法人化の制度的・形式的完成な 楯の反面として手工業者 第三期を特徴づける都 都市管理者群の選挙 「ギルド したがっ ~

> cial towns(ホスキンス)興隆の準備期とも一致するのである。 り市場」meetings ないしその波頭としての「地方都市」provin-® でもあり、 であろう。 二世紀の王立都市は中世都市として取得しうる特権のことごとく ත්න するに第二期、つまり都市法人の形式的・制度的完成期は、 されるー を取得し、 諸特権は、それをつうじて寸毫の変更もこうむらなかったのであ の制度的対応として深い意味を内包するが、 都市経済の危機の始期に当り、 ける第二期の意義が、 さて、右の考察をつうじて、 事情かくのごとくであるから、 それはまた、 第二期には「再認」をうけたにすぎない、と解しうる -の成熟期は同時に、この種の都市の経済的衰退の始期 ほぼあきらかになったことと思われる。 別の機会に検討を加えたように、 イギリス中世都市法人化過程に 法人格化の完成はこうした危機 都市特権にかんする限り、 中世都市が既得する 「もぐ 中世 + 要 お

し国王代官に納付していた「地代」land-gavel、「家屋税」haw-burgi があった。都市はこの特権取得により、従来、州長官ない一つの逸すべからざる指標として「都市民税徴集請負権」 firma の都市とをわかつ指標は、以上につきるわけではなかった。いまの「本権のことごとくを取得した大規模王立都市と諸他

民は、州長官ないし領主の執事の介入をしりぞけ、自主的に右の 間で選出したバラの徴税吏に納付することとなった。かくて都市 但し「貢税」tallagium のみ別途徴集さる――の諸税を、都市民

諸税を徴集しうることとなったのであり、「都市の自由」をより

都市民税徴集請負権の取得をつうじて、国王へ一括納付する税額 の固定化をもあわせかちとるという、二重のメリットをえたので いっそう確実なものとすることができたのである。また都市民は

ある。

場合、必然的に都市内およびその周辺地域での諸物価を上昇せし めたのであるから、諸税の固定化は、理論的にいって都市をます にならざるをえなかった。加うるに当該都市が経済発展をとげた そこで国王としては、この特権を賦与するに当り殊のほか慎重

ます有利に導き、反面、国王の実質税収を低下せしめることとな

げを要求したが、これとても一時的な緩和策にすぎなかったとい 税徴集請負権の賦与とひきかえに、後述するように税額のひきあ は、理論的にいって、国王側に次の二つのメリットの中いずれか わねばなるまい。それでもなおかつ右の特権を賦与するというの った。こうした不利益をカヴァーする方法として国王は、都市民の

方があったためであろうと思われる。

第一は、

国王側の一時的な貨幣の必要から右の特権を売却する

要増大は、こうした一時的貨幣需要の頻度を増したに相違ない。 場合である。「領主的貨幣経済」の浸透にともなう国王の貨幣需

エドワァド一世治世期以降、個別的な都市特権——都市の法人格

定を裏うちするものといえよう。第二は、国王が所領管理上の必 化認可のごときは除く――の賦与を、従来のごとく慣習に委ねず 逐一特許状を与えて認可するようになったが、この推移は右の推

要から都市民税徴集請負権を賦与する場合である。つまり、州内 することにより州長官の支配を離れ、しかもそれと競合関係に立 をもふくむ)の一部を王立都市へ昇格せしめ、行政上州と同格化 の国王直轄地 (以前直轄地であって世俗大領主に譲渡された土地

ての州長官にたいする有効な牽制策となりえたのである。 官を任命した場合、地方政治上大混乱をきたしたことは別の機会 格の方が濃厚で、国王が地方権力の利益を無視して一方的に州長 にふれたところである。王立都市の創出は、地方的家産権力とし よりも「地方的家産権力ないし他の門閥」の利益代表としての性

はいうまでもない。がんらい、州長官は国王の代官としての性格

つ権力を創出したわけである。これが王権の安定に寄与したこと

他方の眼では都市民税徴集請負権賦与にともなう長期的収入減を 国王は、以上の財政的、行政的メリットを一方の眼で凝視し、

見つめながら特権賦与の決断をくだしたものと思われる。

さて、

都市民税徴集請負権をめぐっては、

右のように国王側

農業への依存度の高い都市にとり、当該特権取得のための一時金 認められると、その翌年より都市民の税負担がきまって増大した に難くない。史料の語るところに従えば、都市民税徴集請負権 王立都市のごとく一定の経済的繁栄により支えられ、 だった」のであるから、右の「きわめて多くの都市」というのも 民はその取得により「利益をうるよりも損失をこうむる方が通例 ながら、経済的な面よりするならば、少くとも短期的には、 て多くの都市」がこぞってそれを求めたのには相違ない。しかし るから、バラの諸特権の中でもとりわけ高く評価され、「きわめ 権はその取得をつうじて都市の自律性を不動のものとしたのであ なからぬ中世都市史研究家の指摘するように、都市民税徴集請負 末決断をくださねばならぬ、リスクをともなう問題であった。 うことを見きわめねばならなかった。 益と固定化された税額との間の差額が、 さらに増額のうえ固定された都市民税負担は耐えかねる重荷とな のである。したがって、都市民間における社会的分業の未発達な、 整備された比較的大規模な都市に限定されたであろうことは想像 ったのである。 特権の取得を望む都市民は、 着実に拡大していくとい かれらの年々の総収 行政的にも 都市

ひるがえって特権を取得する都市民側としても、慎重な熟慮の

gford)の市民は一一五五年に徴税請負権を取得したが、三十年間 uerit-都市民側共に一定のリスクをともなっていたのである。そこで国 指標」に、換言すれば当該都市内部における社会的分業進展の度 請負権を失っている。テイトの指摘をまつまでもなく、請負った の事情を物語っている。たとえば、ウォーリンフォオド(Wallin がその治世中に賦与した多数の徴税請負権認許状は、いずれも右 王は、十二世紀末、つまり法人化過程の第一期にいたるまで、 であるから、都市法人化過程第一期における徴税請負権の恒久的 分業の未成熟を示すものと解しうるであろう。 っての都市民税徴集請負権賦与は、当該都市内部における社会的 あいを示す指標に、ほかならず、したがってまた、一定期間を限 徴税額ないし納税額は「イギリス諸都市の相対的規模および富 市民のごときは、一一六〇一六一年の交、わずか三ヵ月にして徴税 保持した後、滞納のあげく喪失している。グリムズビィ(Grimsby) 定期間を限り――「われわれの望む期間」 quamdiu nobis plac --諸税の徴集を請負わせるのが常であった。ヘンリィ二世 事情かくのごとく

大規模領主都市における行政的自立の達成と共に、 perpetuum-久に」sibi et heredibus suis de nobis et heredibus nostris in の一般化傾向は、 王立都市ならびにそれに準ずる 都市内社会的 105 (937)

賦与——

「かれら〔都市民〕ならびにその相続人たちにたいして

ところで都市民税徴集請負権にかんしては、いま一つ留意すべ

る。バラードは、「『都市民税徴集請負権』賦与は常に、特許状に8 が国王ないし都市領主の「代官職」prepositura をも請負うこと 法人化完成の指標と見なしたいのである。 用、都市民税徴集請負権、市長をふくむ都市管理者群選挙権、の 共同体管理者群の都市民内部よりの選出は、都市共同体の事実ト 止を、他面、都市民による自らの管理者群選挙権の取得をも意味 権の取得は、一面、都市民による州長官ないし領主代官の介入阴 権をもともなっていた」と述べているが、まがいもなく徴税請負 この権利が明記されていようといなとにかかわらず、代官の任命 このことは同時に、事実上の市長選挙権取得をも意味したのであ ちは、かれらの内部より代官を選出する必要を生じたのであるが となった、という事実にかかわる。右の特権を取得した都市民た き問題がある。それは、徴税請負権取得にともない、当該都市民 れわれは、これら三つの特権の取得をもって、事実上の中世都市 三つの特権はそれぞれ不可分の関係にあったのである。そこでわ を当然前提にしなければならず、これを要するに、共同印章の使 の法人化完成を、したがってまたそれを告知する共同印章の使用 したのである。さらにいま一つの視点より透視するならば、都市

事実は果してそうなのか、以下において領主都市若干を例にとり、模のものは除く――に限定されたと考えられているのであるが、通常、これら三特権の取得は、王立都市――それも比較的小規

(a) A. Ballard, The English Borough in the 12th Century, 1914, pp

この点をあきらかにしていきたい。

.

 J. Tait, Mediaeval Manchester and the Beginnings of Lancashire, 1904, p. 54.

⊗ Ballard, op. cit., p. 27.

④ もっとも、特許状ないし諸他の証書類に記載された、都市民にたいの もっとも、特許状ないし諸他の証書類に記載された、都市民にたいする呼びかけでも、時と場合により変形している。この点、Madox、op. cit., pp. 115-135 に収録により変形している。この点、Madox、op. cit., な市民にたいされた多数の例示によってもあきらかである。

Madox, op. cit., pp. 48-50

) *Ibid.*, p. 295

M. Weinbaum, The Incorporation of Boroughs, 1937, p. 18. ウェインバアムの列挙する五つの特権は、グロッス説に依拠したものと思われる。グロッスは、これら五特権の中、都市共同体を識別させる思われる。グロッスは、これら五特権の中、都市共同体を識別させるすべてが記述されている、としている。 Gross, The Gild Merchant, vol. I, 1890, p. 96, infra 3.

© Weinbaum, op. cit., p. 90

には次の二種類があることを指摘する。すなわち、この期におよんでIbid., pp. 3-5. もっともウェインバアムは、十五世紀の都市特許状

(9)

新しく法人化を認めた特許状と、はるか以前に賦与された諸特権 れとである。Ibid., pp. 89, 83 「再認可」re-grant、「確認」confirmation をおこなったにすぎぬそ

- Ibid., p. 63.
- M. Beresford, New Towns of the Middle Ages, 1967, p.
- Tait, The Medieval English Borough, 1936, pp. 235, 240
- cit., pp. 236-37 Weinbaum, op. cit., p. 63; Gross, op. cit., pp. 95-96; Tait, op
- 拙著『イギリス封建制の解体過程』一九六四年、第五章、第三節参照
- Gross, op. cit., p. 95; Tait, op. cit., pp. 237, 221
- Drapers of London, vol. I, 1914, pp. 50-51 A. H. Johnson, The History of the Worshipful Company of the
- 前掲拙著、二〇七一一〇、二一四一一五ページ。
- 社会の研究』一九七〇年、所収)、二一六―一七ページ。 拙稿、「建設都市と市場」(イギリス中世史研究会編『イギリス封建
- esp. pp. 38-39 in: J. H. Plumb (ed.), Studies in Social History, 1955, pp. 37-69 W. G. Hoskins, An Elizabethan provincial town: Leicester
- Weinbaum, op. cit., pp. 89
- -1307, 1923, p. lvii; Tait, op. cit., p. 186 mmeon, Burgage Tenure in Mediaeval England, 1914, pp. 154, 72 -73; A. Ballard and J. Tait (ed.), British Borough Charters 1210 F. W. Maitland, Township and Borough, 1898, p. 185; M. He-
- N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market, 1915

23

民税徴集請負権を、一時的に賦与した。Tait, op. cit., pp. 177-78

リチャアドー世は、十字軍遠征のための貨幣需要を充たすべく都市

- Weinbaum, op. cit., pp. 3-5
- 前掲拙著、一〇四ページ参照。

25 21

- 前掲拙著、第二章、第四節参照
- vol. IV, the city of Leicester, 1958, p. 22; Hemmeon, op. cit., p. 154 in: R. A. McKinley (ed.), A History of the County of Leicester A. M. Erskine, Political and administrative history, 1066-1509
- 千ラスト(重量単位)の鯡を納入したが、その後六十五ポンド以下に引 ダンウィッチ (Dunwich) では、その繁栄期に百二十ポンドと二万四 られたため、時ならずして引きさげられる場合が多かった。たとえば た都市民税は「搾出地代」rack rent の性格を帯び、不当につりあげ きさげられている。ロチェスタァ、グリムズビィも同一の経過をたど っている。Ibid., p. lvi Ballard and Tait (ed.), op. cit., p. lxx. 徴税を都市民に請負わし
- Hemmeon, op. cit., pp. 154-55. 前註®を参照
- 30 Tait, op. cit., p. 176.
- 31) 1130-1307, 1961, p. 35 Ch. R. Young, The English Borough and Royal Administration
- それに先行する時代から区別される。」Tait, op. cit., p. 240 税吏、市長および市会〔議員〕、ならびに共同印章……の出現により、 「十二世紀の最後の十年間は、恒久的な徴税請負権と選挙による徴

その都市の所有者が国王であるか、それとも領主であるか、を基 られてきたが、その中にあって最も有効と目されてきた分類は、 107 (939)

イギリス中世都市を考察するにさいし、さまざまな分類が試み

用し、イギリス中世都市の解明を試みた。一般的にいって当該都のとする分類であろう。われわれも、別の機会にこの分類法を採準とする分類であろう。われわれも、別の機会にこの分類法を採

相異は、単にそのことのみにとどまらず、都市民間における社会権内容が著しく相異し、仮に同一の特権であっても「都市民保有を放規定にその例を見うるように、王立都市、領主都市の間で大免除規定にその例を見うるように、王立都市、領主都市の間で大免除規定にその例を見うるように、王立都市、領主都市の間で大力を発展を認めざるをえない。また、両種都市間での特権内容のきな差異を認めざるをえない。また、両種都市間での特権であっても「都市民の享受しうる特権内容が著し、単にそのことのみにとどまらず、都市民の享受しうる特権内容が著し、

のであるう。とはいえ、中世都市の隆退を規定する要因はこれのの影響を介して都市の経済的繁栄ないし衰退をも大きく規定するの影響を介して都市の経済的繁栄ないし衰退をも大きく規定するの影響を介して都市の経済的繁栄ないし衰退をも大きく規定するの影響を介して都市の経済的繁栄ないし衰退をも大きく規定するの影響を介して都市の経済的繁栄ないし衰退をも大きく規定するの影響を介しておいる。

場合、このことがいえる。

そこで、以下において問題を領主都市に限定し、比較的小規模

へ転落した例など枚挙にいとまないが、これらはいずれも、それの、等々によっても大きく左右され、これら客観的要因は王立都市、領主都市の別なく作用し、商品流通量の増大にともないます。 誕を見た都市の少なからざるものが、日ならずして王立都市より の。 では主都市へ転落した例、都市乱立に根ざす過当競争の結果市場町 では主都市へ転落した例。都市乱立に根ざす過当競争の結果市場の では、等々によっても大きく左右され、これら客観的要因は王立都 では、等々によっても大きく左右され、これら客観的要因は王立都 では、等々によっても大きく左右され、これら客観的要因は王立都 では、等々によっても大きく左右され、これらないずれも、それ のでは、等々によっても大きく左右され、これらないずれも、それ のでは、第一次の指表中場の活

ぞれの都市の立地条件、

市場の活況により大きく規定されていた。

者」tenant in chief たる伯所有の都市と王立都市とを対比した の完全な でまた中世都市として享受しうる特権のことごとくを取得している都市であり、領主都市は零細な制度的にも不完全な都市である、といった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全なといった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全なといった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全なといった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全なといった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全なといった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全ないった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全ない。

検討を加えていきたい。その場合、前者の類型に属する都市とし 検討を加えていきたい。その場合、前者の類型に属する都市とし 検討を加えていきたい。その場合、前者の類型に属する都市とし を が計しつつ、それぞれの都市の成立事情、都市民関係をめぐる諸 の内容、特権の運用面ともいうべき領主 ■ 都市民関係をめぐる諸 の内容、特権の運用面ともいうべき領主 ■ 都市民関係をめぐる諸 の内容、特権の運用面ともいうべき領主 ■ がおしてマナー内在都市」 mesne or subordinate manor ならびに、

自由保有地を欠き騰

本保有農民からなる慣習的マナー、との中間に位置づけされるマ ナーであった。それは、「構成部分」 members と呼ばれる数個の 「村落」vills ---それらは「小村」 hamlets をともなっていた

てマンチェスターを、後者のそれにかんしてはレスターならびに にとることにする。 ニュカースル・アンダァ・ライム(以下ニュカースルと略記)を例

――ウィリアムー、二世在位期間中在世――以下七代にわたり、 があった。同家はアルベルト・グレスレット (Albert Greslet) ゥ(Roger de Poictou)配下のバロン群の一家系として、マンチ スター領主グレスレット家(the Greslets または the Grelleys) マンチェスター ランカスター伯ロジャー・デ・ポイクト

全都市民はいっさいの隷役より解放された

line of lords のマナーで、いわば「二流のマナー」the 2nd class capital manor, honour と、「中間的ないし従属的マナー」 the of manors であったという事実である。 すなわち 「核マナー」 ゥームズデイ調書の記載による――ではあったが、後述するレス ニュカースルとは異なり、「地位の低い領主」 a lowlier

スター・マナーはサクソン時代に起源をもつふるいマナー――ド

・ンチェスターを支配した。ところで、止目すべきは、マンチェ

は右のマナー直営地上にその一部分として形成され、都市域内の 四エーカーの牧草地、および八十六エーカーの牧場よりなり、他 extent によれば、マナー直営地は千百一千二百エーカーの耕地、 に隷農保有地と都市民保有地があった。領主都市マンチェスター --と多数の自由保有地よりなり、一三二二年の「土地評価台帳」®

特許状を取得している。 課されることもない、いわばもぐりの市場であった。五代目グレ び週市は「認許状」grant を取得せず、したがってまた市場税を した定期市ならびに週市を核として成長した。これら定期市およ スレットがはじめて、一二二二年にヘンリィ三世より定期市開設 都市マンチェスターは、きわめてふるい時代から慣習的に存在

トマス・グレスレットより改めて特許状を取得している。® 特権を享受していたが、そうした状態に甘んぜず、一三〇一年に と、農村の「マナー裁判所」 halimote, hallmoot より独立した に先立つ少なくとも二十年の頃から、約百五十の都市民保有地群 「下級都市裁判所」laghmote など、慣習借地農民に比し有利な マンチェスターの都市民はこれら両市場のほかに、一二八二年

スター伯ランドルフ・デ・ブランデヴィル(Randolf de Blunde-トマスの特許状は、マンチェスターに先立つこと七十年、チェ 109 (941)

した項目が大部分で、しかも基本的な二つの点でソルフォオド特のであった。それは三十五項目よりなるが、既得の諸特権を再認のであった。それは三十五項目よりなるが、既得の諸特権を再認いには、が隣接する都市ソルフォオドに賦与したそれを模倣したも

という点である。 いま一つの相違点は、 ソルフォオドの場合、 るが、マンチェスターのそれにはこうした宣言が欠落している、 るが、マンチェスターのそれにはこうした宣言が織りこまれてい de Salford sit liber burgus との明確な宣言が織りこまれてい が、マンチェスターのそれにはこうした宣言がなりこまれてい が、マンチェスターのそれにはこうした宣言がなる」 Quod villa 許状よりも顕著な後退を示していた。第一点は、ソルフォオド特許状よりも顕著な後退を示していた。第一点は、ソルフォオド特許状よりも顕著な後退を示していた。第一点は、ソルフォオド特許

うるようにこうした規定はまったく含まれていない、という点でpossunt eligere prepositum de se ipsis quem voluerint removere in fine anni と執事、換言すれば市長の選挙権が明言されているが、マンチェスター特許状には、右の第一点からも頻推しているが、マンチェスター特許状には、右の第一点からも頻推しかつその年の終りにはかれを解任しうる」 Predicti burgenses

「件の都市民は自からの執事を意のままに選挙することができ、

える。

所領を支配する伯の場合、都市民にたいする支配は相対的にゆるの「領主の居城からの距離」に帰されよう。バロンに比し広大なの「領主の居城からの距離」に帰されよう。バロンに比し広大なではあれ、前者は後者に比しより幅広い自由を享受しえたのである。もとより、ソルフォオド都市民もマンチェスター都市民同ある。もとより、ソルフォオド都市民もマンチェスター都市民同

やかなものとならざるをえなかったものと思われる。

都市民の享受する特権内容をいましばらく検討していくことにしでは、特許状の規定するところにしたがって、マンチェスター

よう。

この点、既述の「都市自由」規定欠落の楯の反面をなすものといが依然としてマナー領主の支配下に置かれた、ということであり、特許状全文を一読して看取しうる基調は、都市マンチェスター

位と都市民の無権利状態は改めて指摘するまでもないであろう。 であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優であろう」、と定められており、裁判における領主側の絶対的優により、表別権を規定した第二条以下第九条までの諸条項についてまず数判権を規定した第二条以下第九条までの諸条項についてます。

第十条では、製粉、パン焼にさいし領主の設備を使用するよう

に、たかだか都市民保有権と都市裁判所のみを誇示しうるにすぎ

ぬ領主都市は、

しまったからである。かくて、一三五九年、時のマンチェスター

「市場町」villa mercatoriae へとなりさがって

級領主たるランカスター公が、マンチェスターの性格規定をめぐ

ナー領主ロジャー・ラ・ウァル (Roger la Warr) とその上

しよう。

強制しているが、こうした罰令権行使の事実はひろく王立都市に おいても認められており、マンチェスターのごとき小都市の特殊

事情を物語るものとはいい難い。

ことごとく領主にたいして支払うよう定められている点である。 二十四、第二十六の各条項に看取しうるように、罰金のたぐいが こうした規定の仕方は、マンチェスター都市民が徴税請負権を取 留意すべきいま一つの点は、第三、第五、第十六、第十七、 第

得しえなかったという事実に照応する。

これとても薄弱なものであった。というのは、十四世紀の経過中 辺農村の慣習借地農民と弁別する根拠たりえたかと思われるが、 られない。唯わずかに都市民保有権を認めた第一条と、所領内で えるものであり、都市民に固有な自主性のごときはほとんど認め 内容を検討してきたが、いずれもマナー領主権の大幅な介入を伝 の通行税免除を定めた第二十四条が、マンチェスター都市民を周 以上、特許状に示されたマンチェスター都市民の享受する特権

> たんなる市場町にすぎないとの判決を下したのである。 って争ったさい、地方陪審員はマンチェスターはバラではなく、

世紀の経過中には、既述の都市裁判所さえも開かれなくなり、 かつ出仕する義務を負わされていたといわれる。このように十五 すべてがマナー領主より土地を保有し、領主裁判所で訴訟を起し、 地方の小市場町で、百一二百人の住民を数えるのみであり、その がマンチェスターを通過したさいには、この地域は相変らず農村 「領主裁判所」Court Leet へ合体されてしまったのである。 この争いから約一世紀半を経過した一四九五年、ヘンリィ七世

がきわめて大きな役割を演じた、という事実は殊のほか注目に値 がら、都市制度の確立にさいし「商人ギルド」gilda mercatoria ありながら王立都市として一貫しなかったという点もさることな していた。ところでレスターの場合、征服前に起源をもつバラで を分かつ決定的な一点で、この点、後述するニュカースルと共通 者が直属受封者たる伯であるという事実は、これら二類型の都市 まな点でマンチェスターとは著しく異なっていた。まずその所有 [I]レスター レスターは等しく領主都市であっても、さまざ

その役割を比較的軽視し都市行政機関の従属的部分と見なすグロ 都市制度確立過程における商人ギルドの機能をめぐって、 (943)

111

ッス説と、これを批判し、十二世紀における商 ドランド地方最大の所領で、直営地内に三十七 テメスニル (Hugh de Grentemesnil) にたいし が、ことレスターにかんする限りテイト説を是 はレスター伯を名乗るようになった。ビューモ 下におかれることとなり、二代目ビューモント 失敗がもとで、グレンテメスニル家よりビュー のマナーが含まれていたという――の一部をな て授封され、三代にわたり同家の所領――ミッ 征服のさい功績のあった寵臣ヒュ・デ・グレン ら考察を進めていく。レスターは、国王より、 としなければならないであろう。 人ギルドの役割を重視するテイト説とがある を集積し、「レスター所領」 the honour of 有力な家系であり、十二世紀末には莫大な土地 ント家も国王の信任厚く、ミッドランドで最も の時以後レスターはビューモント伯の直接支配 モント家 (the Beaumonts) の手に渡った。こ していたが、三代目にはいり一揆鎮圧のさいの さし当り征服直後における都市の所有関係か

	職業	人数		職 業	人数
1.	パン製造工 (Pistor, furnur)	15	27.	医 者 (Medicus)	1
2.	絹織物商 (Mercer)	9	28.	細引製造工 (Corder)	1
3.	鍛冶屋 (Faber)	9	29.	牧草売り (Gressemonger)	1
4.	商 人 (Mercator, marcant)	6	30.	腰带製造工 (Seinter)	1
5.	染色工 (Tinctor, brasiler)	6	31.	製陶工 (Potter)	1
6.	コック (Keu, coc)	6	32.	馬 係 (Stabler)	1
7.	羊皮紙製造工 (Parcheminer)	5	33.	農 夫 (Graner)	1
8.	船 頭 (Aguarius, ouarius)	5		羊毛包装人 (Packere)	1
9.	飼料商 (Avenator, avener, plante-	5	35.	紡毛工 (Combere)	1
	fene)		36.	毛織物綴ぢ工 (Liur de dras)	1
10.	金細工職 (Aurifaber)	4	37.	梳毛工または起韞工 (Pannebetere)	1
11.	皮製造工 (Parmentor)	3	38.	毛織物仕上工 (Dubbere)	1
12.	桶 屋 (Cuuer)	3	39.	製菓工 (Flauner)	1
13.	製粉工 (Molendarius, muner)	3	40.	行脚僧 (Palmer)	1 1
14.	車大工 (Rotarius)	3		石 工 (Macun)	1
15.	馬具工 (Seler, paneler)	3	42.	塗装工 (Pinctor)	1
16.	蹄鉄工 (Ferator, ferur)	2	43.	鉛職人 (Plummer)	1
17.	大 工 (Carpenter)	2	44.	宿屋の召使 (Spitelman)	1
18.	皮なめし工 (Tannator)	2	45.	外科医 (Serviens)	1
19.	漁 夫 (Piscator)	2	46.	秘 書 (Cancellarius)	1
20.	肉 屋 (Carnifex)	2	47.	説教師 (Preacher)	1
21.	靴下製造工 (Hoser)	2	48.	書 記 (Clericus)	1
22.	製靴工 (Corvisor, sutor)	2	49.	麦芽商 (Maltmonger)	1
23.	居酒屋 (Belhoste)	1	50.	芥子商 (Mustarder)	1
24.	仕立職 (Tailor)	1	51.	馬 丁 (Dauncel)	1
25.	ろくろ師 (Turner)	1	52.	? (Hallknave)	1
26.	運搬人 (Porter)	1	53.	隸 農 (Vilein)	1

Leicester として知られるようになった。

十二世紀における伯とレスターとの関係をみるに、同都市は所領中の「核マナー」caput として――「マナーが都市へ転化した領中の「核マナー」caput として――「マナーが都市へ転化したないむかしから展開していたと推定される、目を見はらせるほどないむかしから展開していたと推定される、目を見はらせるほどま示参照――と、それに裏うちされた商人ギルドの早熟的形成に表示参照――と、それに裏うちされた商人ギルドの早熟的形成に表示参照のゆえに、同都市の支配権をめぐって国王と伯とが競合する局面すらあったのではなかろうか、と思われるふしがある。こる局面すらあったのではなかろうか、と思われるふしがある。こる局面すらあったのではなかろうか、と思われるふしがある。こる局面すらあったのではなかろうか、と思われるふしがある。こる局面すらあったのではなかろうか、と思われるふしがある。こ

属するよ考えられるすべてのもの……一 omnibus burgensibusその中では「……予の全レスター都市民ならびに自らの共同体に都市裁判所以外の場所での弁論免除を承認した特許状があるが、一一一八―六八年間のある時期に伯がレスター都市民にたいし、

とにしよう。

変化を跡づけることによって確認しうる。具体例をもって示すこ

書類に記載された「共同体」communitas という術語の用法上の

Rota と記され、さらに一二五一―五五年間のある年に都市民がオーギia と記され、さらに一二五一―五五年間のある年に都市民がオーボia と記され、さらに一二五一―五五年間のある年に都市民がオーボia と記され、さらに一二五一―五五年間のある年に都市民がオールドリッツ(Ordriz)より宅地を購入したさいの証書では、「……レスター都市民の共同体……」Communitatis Burgensium de Leices-tria と記され、さらに一二五一―五五年間のある年に都市民がオールドリッツ(Ordriz)より宅地を購入したさいの証書では、「……レスター都市民の共同体……」Communitatis Burgensium de Leices-tria と記され、さらに一二五一―五五年間のある年に都市民がオールドリッツ(Ordriz)より宅地を購入したさいの証書では、「……ルバリッツ(Ordriz)より宅地を購入したさいの証書では、「……ルバリッツ(Ordriz)より宅地を購入したさいの証書では、「……ルバリッツ(Ordriz)より宅地を購入したさいの証書では、「……れいいの中では「……予の全レスター都市民ならびに自らの共同体に

由」の確保に寄与したであろうことは想像に難くない。通特権によっても看取しうるように、レスター都市民の「都市自できる。……」に求めうるであろう。かかる競合関係は、右の流できる。

こうした事情もあって、レスターでは、都市住民の連帯性の強

法人化の完成を認めることができる。この点は、特許状および証化が早くから進み、十二世紀末ないし十三世紀前半のある時期に

携行して自由になんの妨げもなく往き来し、かつ取引することがー都市民」は全国いたるところを、商品その他いっさいの物品を

のような推定を促す根拠は、一一九九年ジョン王が伯の頭越しに

レスター都市民に賦与した特許状、すなわち「……かれら [レスタ

Rogeri Maiori Leycestrie et Burgensibus et Commune Ley-

市民とレスター共同体およびその後継者たち……」 Petro filio

ピータァ・ロジャアの息子たるレスター市長ならびにレスター都

では、都市法人化へむかっての著しい前進を看取しうる。しかも

後者では、市長以下の都市民が法人格のもとに土地を「共同財産」

した点に注目しなければなるまい。

には市長選挙の事実をすら推定せしめるのであって、まずはこうには市長選挙の事実をすら推定せしめるのであって、まずはこうには市長選挙の事実をすら推定せしめるのであって、まずはこうには市長選挙の事実をすら推定せしめるのであって、まずはこうには市長選挙の事実をする。

それである。 the castle および、伯の役人が司裁する十人組検視廷のごときが なかった。三週間ごとに開催される「城内裁判所」the court of が、 伯庇護下の諸特権 国王の役人はレスター内で義務を遂行する権限をもたない、など のみでなく、十三世紀末には伯の意志にもとづく場合を別にして、 出廷義務を免除されるといった、王立都市なみの特権を享受した なわち、都市民は、 市裁判権をめぐる都市民の特異な位置づけにも反映している。 他方では、少なくとも制度的には伯の裁判権に服さねばなら ・スターをめぐる国王対伯の一種競合的ともいえる関係は、 一方、州ならびにハンドレッドの裁判所への -王権による支配からの自由---を享受した す 都

人ギルド組織をもって防禦しえたのであり、ことレスターにかんしかしながら、伯のかかる都市民支配にたいしては、後者は商

的尊重とを認めることができる。そこでわれわれも、商人ギルド年間のある時期に、「レスターの全都市民にたいして、予の父ならびに祖先の時代に、かれら〔全都市民〕が享有していたいっさいらびに祖先の時代に、かれら〔全都市民〕が享有していたいっさいらびに祖先の時代に、かれら〔全都市民〕が享有していたいっさいらびに祖先の時代に、かれら〔全都市民」が享有していたいっさいらびに祖先の時代に、かれら〔全都市民にたいして、予の父なり尊重とを認めることができる。そこでわれわれも、商人ギルしては、「都市自由」は十四世紀八十年代にいたるまで商人ギルしては、「都市自由」は十四世紀八十年代にいたるまで商人ギル

の考察へと進まねばならない。

一一九六年の現存最古のレスター『商人ギルド記録』は、既述のごとく(前掲表示)五十三種に達する職種の存在を伝えており、これは、後述するニュカースルなどに比し驚異的な社会的分業のは無情況といわねばなるまい。これだけの職種をかかえこむ商人推成員の利害対立→同職ギルドへの分裂となって裏うちされるのであるが、この点は後の課題とし、当面、商人ギルドによる都市であるが、この点は後の課題とし、当面、商人ギルドによる都市であるが、この点は後の課題とし、当面、商人ギルド記録』は、既述一一九六年の現存最古のレスター『商人ギルド記録』は、既述

う事実については別の機会に言及したが、十二世紀のレスターも中世都市が、その初期に農村的特質を色濃くとどめていたとい

りて開かれており、あきらかに都市裁判所にかわるもの、 等も処理された。それどころか、時には週市の売場をめぐる規制 munitas それを補うものであった。 のごとく都市全体にかかわる問題についての集会が、この場を借 る違反事件はいうにおよばず、ひろく一般都市民にかかわる告訴 ターの場合、裁判機能が広汎にわたり、取引規定、営業規則をめぐ 業規則の制定と裁判機能にあったことはいうまでもないが、レ たギルドの首長が司裁した。その本来の権能が取引規定ないし営 し当り、ギルド裁判所を中心に考察していくことにしよう。 law 制定、印章使用、等々をつうじて認めることができるが、さ ルドの一裁判所」Morwenspeche、管理者選挙制度、「条例」bye あった時期に、いち早く法人格として制度的成熟を示し、レスタ ない自由を享受し、しかも、レスターそれ自体が法人化の途上に 認により存続し、伯の一定の干渉は不可避とはいえ、他に例を見 くから存在したが、既述のごとく伯の支配を免がれることはでき その点例外ではなかった。「都市裁判所」portmannemot なかった。そうした中にあって、レスター商人ギルドは、 ギルド裁判所は年間約四回開催され、選挙をつうじて選出され の都市化ないし法人化を促進したのである。この点は、 なる術語が、同時にギルド裁判所に集合したギルド成員 都市民全体を指称した「共同体」com ないし 商人ギ 伯の再 はふる ス

> 判所が伯の支配下に置かれていた当時、 過程においてじゅうぶん評価されねばならないであろう。 都市裁判所として機能したということは、レスターの都市法人化 たとはいえ、大幅な自主権を保証されたギルド裁判所が事実上 の意にも用いられたという事実は、 右の指摘と照応する。 時たま伯の執事が臨席し 都市

二二五年の『ギルド記録』中の一節である。 そのまま都市当局により踏襲されたであろうことは想像に難くな cester であるが、同年はレスター初代市長をめぐる記録出現に先® 出席し、当該都市にかんして助言をし、 にたいして強い影響をおよぼした、というよりはギルドの慣習が ないむかしからの首長選挙の慣習が、その後の市長選挙制度実施 の人々はギルド総会で選出され、首長のいっさいの召集に応じて 行すること五十年である。商人ギルドにおける、こうした記録に いむかしからおこなっており、このことに関説した最古の史料は 一二〇九年の『自由民登録簿』Register of the Freemen of Lei 次に商人ギルドは、 かかる推定を裏づける誠に興味深い史料が、左に引用する その「首長」aldermann 選挙を記録にな かれ〔首長〕の市政遂行に すなわち、「これら

١, ١

(947)115

per commune consilium gilde ad veniendum ad

全力をあげて協力しなければならない。

·····] Isti

electi

moniciones Aldermanii ad consulendam villam

et

ad

eum

役が都市法人のそれを兼務していた。その理由は、恐らく商人ギ chamberlain——「都市共同体の合意により選出された」——に 年へいたる十年間という短期間の請負権にすぎなかった、という を覚えなかったためではなかろうか。レスター市当局が、諸他の ら「当都市のために用だて」Inde commodauimus…… ad com-しかもギルド加入料収入にもとづく豊かな財源をもとに、早くか かんしては、一三四四年のおそきにいたるまで商人ギルドの収入 疑う余地がない。この過渡期は十三世紀前半にあったと考えられ 実上の市長が商人ギルドの首長であったということ、はまったく 導のもとに進められたということ、市長出現に先立つ一時期の事 sequendum in negociis ville pro posse suo…… いいりり 徴集請負権を持たず、しかも取得した特権は一三七五年より八五 都市とは異なり、十四世紀七十年代のおそきにいたるまで市民税 っさいを商人ギルドに依存し、都市として財政的に自立する必要 modum ville する慣習ができ上っていたために、 都市財政のい ルドが財政面にかんする限り伯の支配から完全に独立しており、 という表現に置きかえられていく。しかしながら、こと「収入役」 十三世紀半ばまでには「レスターの首長」Aldermanni Leicestrie にいたっては、もはやレスターにおける初期市政が商人ギルド主 一二〇九年当時ひろく用いられた「ギルドの首長」という表現は

> 財政的依存の事実をぬきにしては、理解困難なのではなかろうか この特権をめぐっての消極的姿勢も、都市当局の商人ギルドへの

と思われる。

ギルドと深いかかわりをもっていた。ギルドの印章と明別された 使用のもつ重要性は既述したが、レスターでは、この点でも商人 印章の使用につきふれておこう。都市の法人化過程において印章 最後に、都市民相互間の緊密な結束の象徴ともいうべき、都市

政府の機能を果していた事実、を考えあわせるならば、 れていたことを推定せしめる。既述のごとく、ギルドの首長が、 出した旨記録されており、旧印章がこの時点よりも前から使用さ uno nouo sigillo facto ad communitatem Gilde iiiis. vid. 支 共同体の新しい印章の製作費として四シリング・六ペンス」In の歴史はよりふるく、一二五八年の『ギルド記録』には「ギルド dite と記されている。しかしながら、商人ギルドによる印章使用 体の印章と共に……」ensement od le seel de la vile auaunt した特許状での使用が最初で、そこでは「……前述した都市共同 都市印章の使用は、一二七七年、レスター市長のクローチバック (Edmund Crouchback)が都市裁判所の訴訟手続を改善すべく発 一時期、市長職を兼務した事実およびギルド総会が、事実上、市 都市固有

の印章使用に先立つ一定期間、ギルド印章をもってそれにかえた

判所が次第に退化しはじめ、簡易な裁判業務と不動産譲渡登記事

務の二業務のみを主として遂行する機関となってしまった。

その

裁判所収入は、都市領主より都市法人の手中へますます集

中することとなり、

この面からも、

都市民にとっての徴税請負権

取得の必要性を減ずることとなった。こうした動きは、

市長の地

結果、

のではなかろうか、と推定される

留保を附さねばならないが、しかしながらこれとても、既述の理 受封者たる伯であったこと、および早熟的な社会的分業の展開に 由から積極的に獲得運動を展開しなかったまでで、その欠如がレ れら三特権を取得し、法人化を完了した。徴税請負権については 指摘したが、 の使用、都市民税徴集請負権および市長選挙権の取得、 もとづく商人ギルドの強い影響とにより、十三世紀半ばまでにこ さきにわれわれは、 レスターの場合、領主都市ではあるが、領主が直属 都市の法人化完了の指標として、 共同印章 の三点を

為として受けとめられるようになった。

都市問題にかかわる市長の行為は、とりもなおさず都市法人の行 頃から、都市共同体における市長の地位は絶対的なものとなり、 位をも著しく変更させずにはおかなかった。一三〇〇年を過ぎる

ス 、ターの法人化を妨げる要因とはなっていない。

ここで十四世紀以降のレスター市政府につき展望を試みるなら

ルド化の動きが顕在化するにいたったのである。 葉より次第にくすぶりはじめた商人ギルドの分裂→クラフト・ 商人ギルドの構成員にたいする規制力は衰え、早くも十三世紀中 味深いことには、こうした動きに呼応するかのように、総合的な 実共にレスターを支配するにいたった、ということになろう。 ならば、その時点までレスター領主の権力を牽制してきた商人ギ ルドが背後にしりぞき、それにかわって市長以下の都市法人が名 右に見た十四世紀以降のレスター市政府の変化は、 一言でいう

こうした変化にともない、誠に興味深いことには、従来の都市裁 格を変えた。都市条例もギルド裁判所で公布されることとなった。 の行政機関へ転化し、ギルド集会は市政遂行のための集会へと性 ば

同世紀中に「ギルド裁判所」Morwenspeche は、

都市共同体

れるようになった。 世紀間国王の手中にあった。一一七三年以前には、州長官会計簿 villata de Novo Castello、しかし多くの場合「バラ」と記載さ のみ記されているが、 において城の近傍に成長した「新しい町」 Novum Oppidum 一一七二―七三年におけるその建設から一二一五年へいたる約半 [II]ニュカースル・アンダァ・ライム 一二一五年以降、 同年以後、時には「ニュカースル町区 ニュカースルは国王の手を 都市ニュカースルは、 ع

離れ、 の所有となった。 チェスター伯ブランデヴィル (Ranulf de Blundeville)

であったことは、注目に値しよう。 にあったという事実、さらに、その後の領主が直属受封者たる伯 、スターとは異なり新興建設都市であったが、一時国王の手中

く侵害することができたのみならず、こうした不法侵害はやがて 都市民は不在領主たる国王の「臨時利得」 perquisites をたやす 慣習化し、既得権化していったのである。第二に、都市民は、一 とも次の二つの利点をほしいままにすることができた。第一に、 一七二―七三年に国王にたいし二十三ポンド十六シリング八ペン 約半世紀にわたる王有期間に、ニュカースル都市民は、少なく

じく遺贈しうる権利、④共同耕作地上での放牧権、⑤林野での用 の地代固定化、②同保有地を動産と同じく売買しうる権利、③同 ち、①「都市民保有」burgage tenure 設定による十二ペンスへ

スを支払い、左のような内容をもつ特許状を買いとった。すなわ

特権には、②、③に看取しうるような、都市民保有の寛大な条件 れる権利、⑦都市内での取引税の免除、の七点である。これらの を別にすれば、これといって特筆に値するようなものは含まれて 材採取権、⑥市外での裁判所において被告としての弁論を免除さ いない。しかしながら、「……予「ヘンリィ二世」は、予のプレス

> firmasse burgensibus meis de Preston omnes easdem libertates et liberas consuetudines quas dedi et concessi burgen-

慣習のいっさいを認許し、かつ確約するJooncessisse et……con-

都市民に賦与しかつ承認したものとまったく同一の特権ならびに

トン都市民にたいし、予がニュカースル・アンダァ・ライ

sibus meis de Novo Castello subtus Limam とのヘンリ~[] 世の、王立都市プレストンにたいする一一七九年の特許状から判 まったく同一の条件のもとに、しかも当該王立都市に先行して賦 断しうるように、王立都市にたいするとまったく同一の特許状が、

与されたという事実は、注目に値するであろう。このようにニュ 七二年当時十シリングだった市場税徴集請負金が、翌七三年には 急速な発展が認められた。一例を都市内新興市場にとれば、一一 として発足したのである。かくて十二世紀七十年代には、週市の カースルは、僅か半世紀たらずの期間とはいえ、事実上王立都市

二十シリングへと一挙に倍増している。 ところで、われわれの関心をひく問題は、ニュカースルが国王

すなわち、都市民は、当時貨幣不足に悩んでいたヘンリィ三世と 同都市民が再度国王特許状を取得することに成功した事実である。 の手を離れ伯の支配下へはいって後二十年を経過した一二三五年、

結んで、以下のような内容の特許状を買いとった。①[自由都市_

・ムの

変らね寛大な規定となっている点に、 ンドで自由に取引しうる流通特権、④ロンドン特権区を除く全イ® liber burgus の諸特権、 導のもとに都市法人化の達成を見たのであるが、ニュカースルで も反映する。レスターでは、まがいもなく商人ギルドの強力な先 十三世紀当時、 てはじめて商人ギルドの結成をみており、この点、既述のレスタ しかもそのことごとくが王立都市にたいする流通特権とまったく るが、②以下の三条項はいずれも流通特権にかかわる内容であり、 ングランドでの通行税免除。これら四特権の中、①は前記ヘンリ れを補佐する機関にとどまった。十四世紀末期にいたるまで、 はこれとまったく逆に、商人ギルドは都市政府の外部にあってそ は、バラへの昇格を期して急速な商業の興隆があったとはいえ、 ーの場合に比して格段の相違といわねばならぬ。 い。ところで、ニュカースルでは、一二三五年のおそきにいたっ ィ二世特許状中の都市民保有をめぐる諸条項の再確認と見なしう とギルドがそれぞれ二つの異った団体を構成していた事実を想起 市管理者群と商人ギルドのそれとが人格的に分離され、 レスター都市民に比して著しく後進的であった こうした商人ギルドの後発性は、ギルドと都市政府との関係に ニュカースル都市民の商業への関心はいまだ薄く、@ ②商人ギルド結成の権利、 殊のほか留意せねばなるま ニュカースルで ③全イングラ 都市政府 都

> 許状取得以降、着実に進められた。 scot and lot の域を脱しなかったものと推定して大過あるまい。 内容というのも、たかだかその構成員による「応分の町区税負担 するならば、十三、四世紀におけるギルドの都市政府への寄与のの 反面、都市自体の法人格化への歩みは、一一七二―七三年の特 一二五一年における都市民税

われ 時ならずしてこの特権を回復し、一三二二年の文書では既に以前 tenendum dictum burgum ad feodi firmam immo ad 定都市民税でもって保有する権利はなく、 権はニュカースル領主たるランカスター伯エドマンド(Edmund) 徴集請負権の取得は、大きな前進を示すものといえよう。この特 から旧に復したものとして叙述されている。 tatem suam tantum という状態に追いこまれはしたが、その後 の意志のままにされるだけだ』nos nihil juris haberemus ad カースル都市民が、州長官ならびに伯の徴税吏の介入を排除 -国王の弟に当る――の恣意により一時取りあげられ、 [ニュカースルの市長ならびに都市共同体] ただかれ[エドマンド] この特権により、 は件の都市を固

Castro subtus Lymam という呼称によって判断しうるように ならびに都市共同体」major et communitas 同様にして、右に引用を試みた史料は、 _ = = burgi de カースルの市長 Novo (951)119

えたことは、いうまでもない。

=

別の史料は、一二九三―九六年までには都市としての共同印章が 事実、およびニュカースル法人化の事実を伝えている。さらに、 十三世紀末までには法人化を完成したことは確実といえよう。 使用されるにいたった事実をも伝えており、同都市がおそくとも おそくともこの時点までに市長選挙がおこなわれるようになった

とは対照的 ギルドとの深いかかわりあいのもとに法人化を完成したレスター した。こうしたいき方は、等しく伯支配下の都市とはいえ、商人 支配、といった有利な条件にささえられ、いち早く法人化を完成 いえ、建設当初、約半世紀間の王有とその後の直属受封者による の自生型 以上、ニュカースルは、社会的分業の未熟な新興領主都市とは ―であった、といわねばならないであろう。 ――ニュカースルの(王権)依存型にたいするレスター

- county borough と「準州バラ」quasi-county borough に細分して capital、「州都市」county town、「市場中心地」 market-centre またホスキンスは、エリザベス時代の都市を「地域の首都」regiona ≤ 10° Ballard, The Domesday Borough, 1904, Chap. I, esp. pp. 4-7 と「単純バラ」simple borough に分類し、前者をさらに「州バラ」 周辺農村との借地関係を基準にして、「複合バラ」 composite borough たとえばバラードは、ドゥムズデイ台帳に記載されたバラを、都市と 「〔市場〕町」town の序列で分類している。 Hoskins, op. cit., p. 38
- 前揭拙著、第二章
- 4 同右、九五ページ。

3

同右、九二ページ。

拙稿、二一八一一九ページ参照。 oþ. cit., pp. 251-315 の叙述が参考にさるべきであろう。なお、前掲 中世都市の隆退を規定する事情にかんしては、さし当り、Beresford 120

(5)

- 6 ージ以降参照。 サマセットシャーのウェルズがその例である。前掲拙稿、二〇九ペ
- 同右、二一七一一九ページ。
- 8 vol. XLV, no. 104), 1956, p. xxix rough of Leeds, 1066-1400 (Publications of the Thoresby Society J. le Patourel (ed.), Documents relating to the Manor and Bo-
- Ibid., p. xxix
- borough, or town, of Manchester (Transactions of the Chetham recorded history of the barony; the lordship or manor; the vill Society, vol. LIII), vol. I, 1861, p. 35 J. Harland (ed.), Mamecestre: being chapters from the early
- 『産業革命と小経営の終焉』二五二―五三ページ参照 核マナーを含むランカシャー南部の所領構造については、
- Harland (ed.), op. cit., p. 42.
- (13) Ibid., vol. II, pp. 362, 365; Tait, Mediaeval Manchester, pp. 24
- (14) 貸契約となっていた。 を提供している。なお、定期市は、国王が成人するまでの五年間の賃 特許状にたいする支払いとして国王へ「一頭の乗馬用馬」One Palfrey 一二八二年の特許状によれば、ロバァト・グレスレットは、二二年
- Harland (ed.), op. cit., vol. I, pp. 133-34; Tait, op. cit., p. 44.
- 45-46, 60-119. Harland (ed.), op. cit., vol. II, pp. 212-39; Tait, op. cit., pp.
- Tait, op. cit., p. 62

- (18) 除き、 けている。 場所がバラとされ、そこの住民が自由都市民となった場合、都市民保 都市民保有地のあるところはバラないし自由都市と呼ばれた、②ある しも定かではないが、テイトは諸説を検討しつつ、次のように結論づ pp. 211-12. ところでマンチェスターの場合、自由都市の特権とは① えた、⑥十三世紀末までに、国王の行政政策から、多数のバラ、とり および「起源のふるい都市」 established borough—— レスターのご ⑤国王創設の都市 るかの選択の余地が残されていた、④週市と定期市は、既得の場合を めぐる単一の規準なるものはなかったから、どのバラの制度を踏襲す 有にともなう諸特権と自由な諸慣習とが含まれた、③バラの諸特権を の規定につきる、と解して大過ないであろう。 わけ領主都市がバラの地位を奪われた。Tait, Medieval Eng. Borough 「自由都市」liber burgus の概念規定には広狭さまざまあり、 特別の認許を要した。通行税の全般的免除にかんしても同様 -は、一般に、さまざまな都市が享有していた諸特権を享有し ①十二、三世紀には、大小、旧新、王立・領主立を問わず ---ニュカースル・アンダァ・ライムのごとき-
- Ballard and Tait (ed.), op. cit., p. 3; A. Redford, The History of Local Government in Manchester, vol. I, 1939, pp. 15-16.
- Ballard and Tait (ed.), op. cit., p. 352
- ② テイトはソルフォオドが、「法人組織ないし準法人組織」a corporate のr quasi-corporate constitution を持っていた、と述べている。Tait,
 Mediaeval Manchester, p. 52.
- ③ 「勢力範囲の個々の構成要素が領主の居城から遠く難れれば難れる⑤ 「勢力範囲の個々の構成要素が領主の居城から遠く難れれば難れる
- ait, vol. II, pp. 212-39 によっている。

 at the property of th

Ibid., p. 219.

24)

26 25

- Tait, Medieval Eng. Borough, pp. 205-06
-) Harland (ed.), op. cit., vol. III, pp. 453 f.; Redford, op. cit., pp. 22-23; Tait, Mediaeval Manchester, pp. 52-53.
- W. A. Shaw, Manchester Old and New, vol. I, pp. 7-8
- Gross, op. cit., vol. I, p. 63

28 27

- Tait, Medieval Eng. Borough, p. 224
- (a) M. Bateson (ed.), Records of the Borough of Leicester, vol. I, 1899, p. ix; J. Thompson, The History of Leicester, 1849, p. 27: Erskine, op. cit., pp. 1-2.
- ③ Bateson (ed.), op. cit., pp. 12-16; C. J. Billson, Mediaeval Lei-
- Bateson (ed.), op. cit., p. 7.
- 「起源のふるい都市」(本節、註18、⑤参照)に根ざすと思われる)「起源のふるい都市」(本節、註18、⑤参照)に根ざすと思われるが、王立都市なみの流通特権を享有した。ところでレスターのかかるが、王立都市なみの流通特権を享有した。ところでレスターのかかるで要求されてきたが、同年以降それを徴集してはならぬ旨、ヘンリィを要求されてきたが、同年以降それを徴集してはならぬ旨、ヘンリィー世が同州の長官らに令状を発している。 Ballard (ed.), op. cit., p. 一世が同州の長官らに令状を発している。 Ballard (ed.), op. cit., p.
- Bateson (ed.), op. cit., p. 4.

34

Ibid., p. 50.

36

- も、本文中の引用例と同一の例を見いだすことができる。) Ibid., pp. 51-52. なお、同史料集、五七ページの年代不明の史料に
- Erskine, op. cit., p. 10

37

Bateson (ed.), op. cit., p. 3.

38)

39

前掲拙著、『解体過程』、七九一八二ページ。

- Bateson (ed.), op. cit., pp. 171-72
- 41) Ibid., pp. 186-87
- H. Hartopp (ed.), Register of the Freemen of Leicester, 1196-

1770, 1927, p. 5. 60. 所収の一二三四年二月二七日付の史料参照 なお、商人ギルドの首長選挙にかんしては、Bateson (ed.), op. cit.

- Ibid., p. 34.
- Ibid., vol. II, 1901, p. 62
- Ibid., vol. I, p. 61
- de quartre vintz liures であった Ibid., vol. II, pp. 149-52. 年間「八十ポンドの都市民税」 ferme
- Ibid., vol. I, p. 166
- Ibid., p. 82.
- Ibid., p. xlii
- Erskine, op. cit., p. 14
- Bateson (ed.), op. cit., p. xlii
- れば、 商工業者にたいする統制力を失ってしまった、としているが、その時期 イマーは、レスター商人ギルドは、一三八〇年にはもはや同都市内の のギルドのとり決めに同意させられている (Ibid., pp. 89-91)。 クレ 工はその各々が、……自から値段を決めることはしないであろう。」と の目的のために選出られた二人の商人ギルド所属の商人の面前でなけ の前には効なく、同年以後、「かれらは、ギルド共同体の中から、そ 行動であった。しかし、縮緻工たちの抗議も当時の強力な商人ギルド これは、商人ギルド管理者群が一方的に定めた諸規制にたいする抗議 だけで集会を開き、自からの監督を任命し、自から工賃を定めたが、 たとえば、「縮絨工たち」fullones は、一二六〇年以前に自分たち いかなる集会 morespechium も開かないであろう。……縮緩

mer, The English Craft Gilds and the Government, 1905, pp. 24-はいま少しくさかのぼらせる必要があるのではなかろうか。 Kra-(954)

T. Pape, Medieval Newcastle-under-Lyme, 1928, pp. 1, 11-12, 40

- Ibid., pp. 13-15
- 寛大な条件下にあるもの、とさまざまであった。その詳細については、 等しく都市民保有といっても、一定の制約をともなうもの、比較的
- Finberg, English Medieval Boroughs, a hand-list, 1973, p. 133. Ballard (ed.), op. cit., p. 27; M. W. Beresford and H. P.
- Pape, op. cit., p. 34.
- Ballard and Tait (ed.), op. cit., p. 3
- Ibid., p. 280.
- Ibid., p. 289
- Ibid., p. 257.
- Pape, op. cit., pp. 50-51
- Ibid., pp. 51-52.
- Ballard and Tait (ed.), op. cit., pp. 312-13.
- Ibid., pp. 322-23

お ゎ IJ 15

ことにしよう。 これまでの考察をつうじてあきらかとなった点を整理しておく

するためには、直属受封者たる伯の所領上の都市でなければなら 領主都市が、 ともかくも「自由都市」liber burgus として発展

なかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。まず、経済過程にそくしつつこの点を見よう。マンチなかった。

依存型都市とが看取された。

ともあれ、バラード、ウェインバアムのごとき都市史研究家は、

の三種の権利がいずれも認許されなかったからである。使用、都市民税徴集請負権、市長ならびに都市管理者群の選挙権、も著しく阻害した。都市法人化の指標ともいうべき、共同印章のも著しく阻害した。都市法人化の指標ともいうべき、共同印章のところで、「領主の居城」への近接に根ざす不利益は、右の経

をつづけることができ、かつまた、制度的にも、おそくとも十三たりと、王立都市に準ずる諸特権の取得とをつうじて経済的繁栄市は、等しく領主都市ではあっても、「領主の居城」からのへだっれに反して、レスター、ニュカースルのごとき伯所領上の都

との有利な交渉をつうじて経済的、制度的発展を遂げた、いわばルのごとく都市民と国王との親近性をよりどころにしつつ、後者経済的、制度的発展を遂げた、いわば自生型都市と、ニュカースなものがあり、レスターのごとく専らギルド組織を母体としつつ

がって、十四、五世紀の既得諸特権の再認特許状賦与を契機とすがって、十四、五世紀の既得諸特権の再認特許状賦与を契機とすがって、十四、五世紀中葉以降は、実は都市民層の階層分解が進成期と見なす十五世紀中葉以降は、実は都市民層の階層分解が進成期と見なす十五世紀中葉以降は、実は都市民層の階層分解が進成期と見なす十五世紀中葉以降は、実は都市民層の階層分解が進成期と見なす十五世紀中葉以降は、実は都市民層の階層分解が進成期と見なす十五世紀の既得諸特権の再認特許状成規定に目を奪われ、都市の制度的発展を重視するの余りに特許状の規定に目を奪われ、都市の制度的発展を重視するの余りに特許状成与を契機とすがって、十四、五世紀の既得諸特権の再認特許状賦与を契機とする。

24 brethren of the bench のほかに四十八人の「都市の苦労衆」) レスターでは十五世紀以降、市長ならびに「二十四名の参事会員」

こうした伯所領上の都市の発展を促進した契機にはかなり個性的

世紀中葉までには法人化を完成させることができた。

ところで、

1

るのではなかろうか

しつつあった中世都市にたいする一種の虚構であった、と解しう

て都市法人を僭称するにいたる――

-と非特権的都市民層へと分解

る法人化完成とは、

実は、

既に特権的都市民層-

−かれらがやが

選挙はこれら七十三名でおこない、諸他の管理者群は参事会員のみに wiser and sadder inhabitants of the borough が選出され、市長 より選ばれるようになった。 Erskine, op. cit., p. 29. ニュカースル でも十五世紀より、都市管理者群は小数門閥の独占するところとなっ

ಲ್ Pape, op. cit., pp. 130-32.

あり、同研究会は一九七五年度文部省科学研究費の支給を受けた。) (本稿は、イギリス中世史研究会における筆者の分担研究の一部で

(信州大学教授